

設計業務等変更ガイドライン

令和7年2月
福岡県 県土整備部

(注) 本資料の取扱いについて

本ガイドラインは、県土整備部の本庁及び出先機関が発注する設計業務等を対象に設計図書の変更に係る手続やルールを明確にして、これを発注者・受注者双方の共通の目安として、整理したものです。

今後、設計図書の変更等の事例を踏まえ、本内容についても必要に応じて、訂正・追加していくものです。

目次

1. はじめに P 1
 - (1) 策定の目的
 - (2) 設計業務等の特性
 - (3) 発注者・受注者の留意事項
 - (4) 契約図書への位置づけ
2. 設計業務等の変更の手続フロー P 3
3. 設計変更の基本的な考え方 P 4
4. 設計業務等の変更の対象とならないケース . . . P 5
5. 設計業務等の変更の対象となり得るケース . . . P 6
 - (1) 設計図書に誤謬^{ごひゅう}又は脱漏がある場合の手続
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続
 - (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続
 - (4) 業務の中止の場合の手続
 - (5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続
 - (6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの
 - (7) 発注者が変更の必要があると認めたとき
6. 参考資料 P 12
 - (1) 設計業務等委託契約書（抜粋）
 - (2) 設計業務等共通仕様書（抜粋）
 - (3) 事例集

1. はじめに

(1) 策定の目的

本ガイドラインは、設計業務等委託契約書を踏まえ、設計図書の変更を行う際の発注者及び受注者双方に留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約変更における責任の明確化及び契約内容の透明化の向上を図り、発注者・受注者間で共有することにより、設計図書の変更を行わなければならない場合における手続きが、適切かつ円滑に実施されることを目的として策定しています。

(2) 設計業務等の特性

設計業務等[※]は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものです。

※「設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査計画業務、用地調査業務をいう。

(3) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る必要があります。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う必要があります。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要があります。

○発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する必要があります。

○受注者は、入札公告等において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要です。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、互いに確認を行う必要があります。

○受発注者は、業務計画書等による業務工程の共有や迅速かつ適切な回答に努めることが重要です。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行います。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、契約書第2条第1

項の指示等は、書面により業務を進めることが重要です。

(4) 契約図書への位置づけ

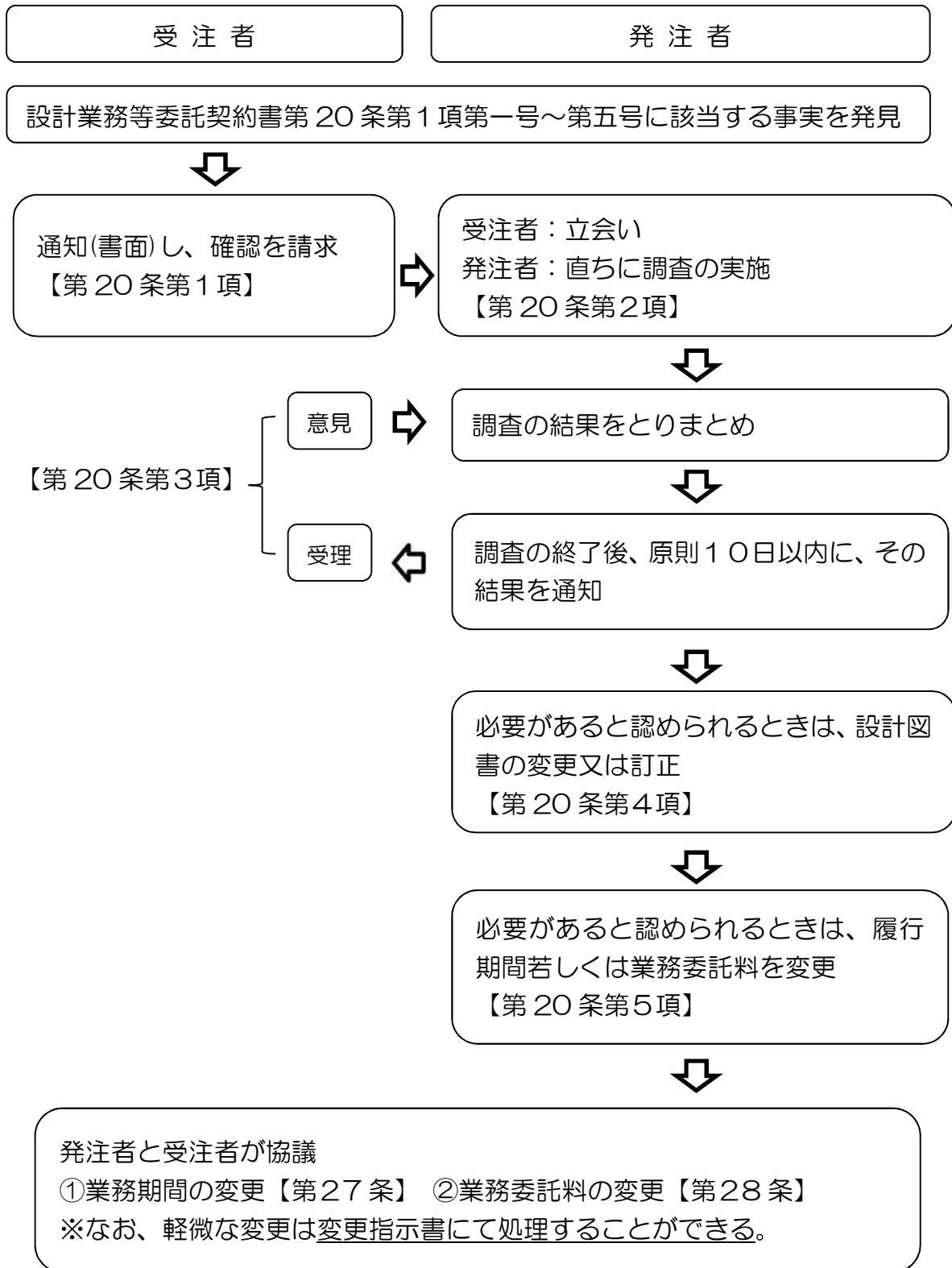
本ガイドラインを契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載します。

【特記仕様書】

第〇〇条 設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（令和7年2月）」によること

当ガイドラインに記載している共通仕様書の条項は、県土整備部における共通仕様書の関係する条項（条件変更、契約変更、履行期間の変更、一時中止）を参照のこと。

2. 設計業務等の変更の手続フロー



3. 設計変更の基本的な考え方

【基本事項】

下記のような場合においては、設計図書の変更が可能です。

1. 受注者は、業務を行うに当たり、設計業務委託契約書第20条（条件変更等）の各号のいずれかに該当する事実を発見した場合
2. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責めに帰さない事項が確認された場合
3. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責めによらず、業務着手できない場合
4. 所定の手続（設計業務等委託契約書第20条～第28条、共通仕様書第1121条～1124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
5. 設計の基準となる、法令、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
6. 受注者の責めによらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意すること。

1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を相互に再確認して、設計図書の変更「協議」にあたるものとします。
2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行うものとします。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もあるものとする。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとします。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこととします。（プロポーザル方式の場合）

4. 設計業務等の変更の対象とならないケース

下記のような場合においては、原則として設計業務等委託契約書第27条及び第28条の変更ができません。

ただし、設計業務等委託契約書第29条（臨機の措置）の場合はこの限りではありません。

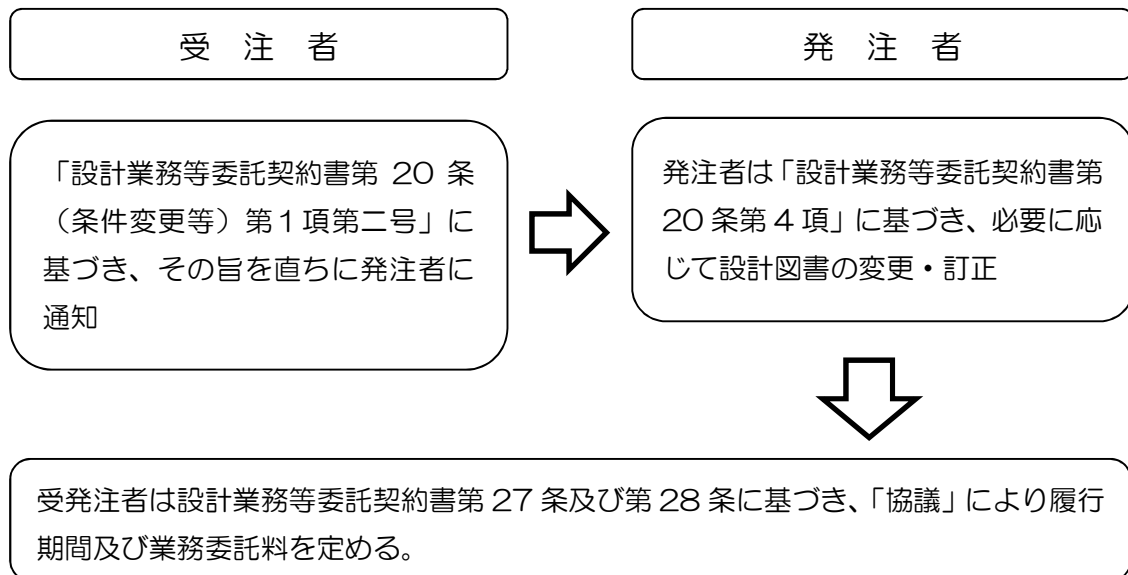
1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、打合せ協議簿等で相互確認を行わず回答等もない時点で業務を実施した場合
3. 設計業務等委託契約書・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（設計業務等委託契約書第20条～第28条、共通仕様書第1121条～第1124条）
4. 正式な書面による指示等がなく、打合せ記録簿等で相互確認を行っていない時点で業務を実施した場合（共通仕様書第1111条）

5. 設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏がある場合の手続 (設計業務等委託契約書第 20 条第 1 項第二号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合に発注者は設計図書を訂正する必要があります。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更又は訂正を行います。



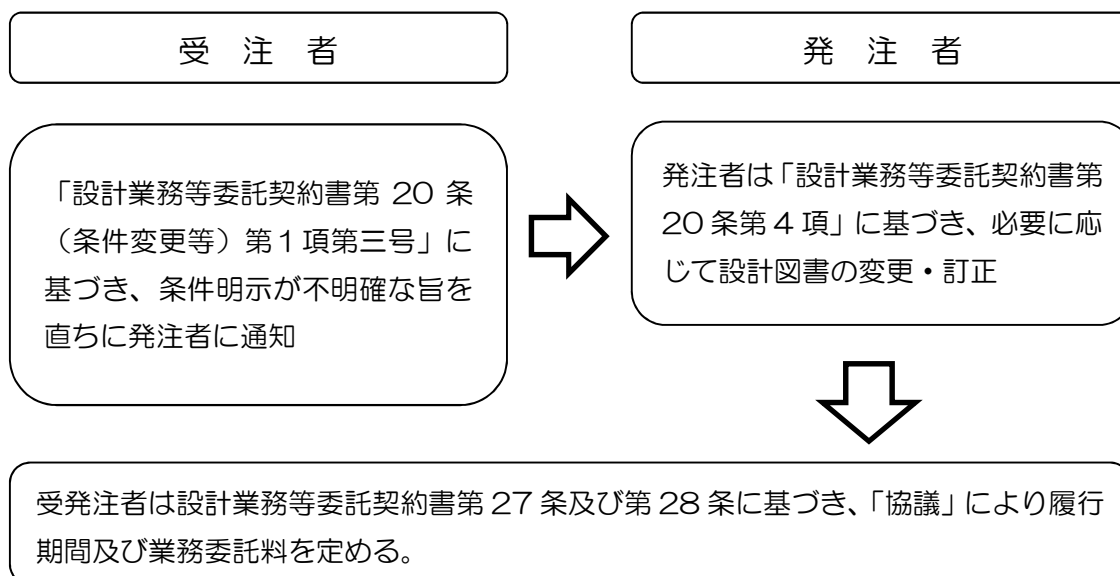
- 例 (1) 貸与された資料を確認したところ設計図書の数量に誤りがあった。
(2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 業務の性格上、条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

(設計業務等委託契約書第 20 条第 1 項第三号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などがあげられます。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更又は訂正を行います。

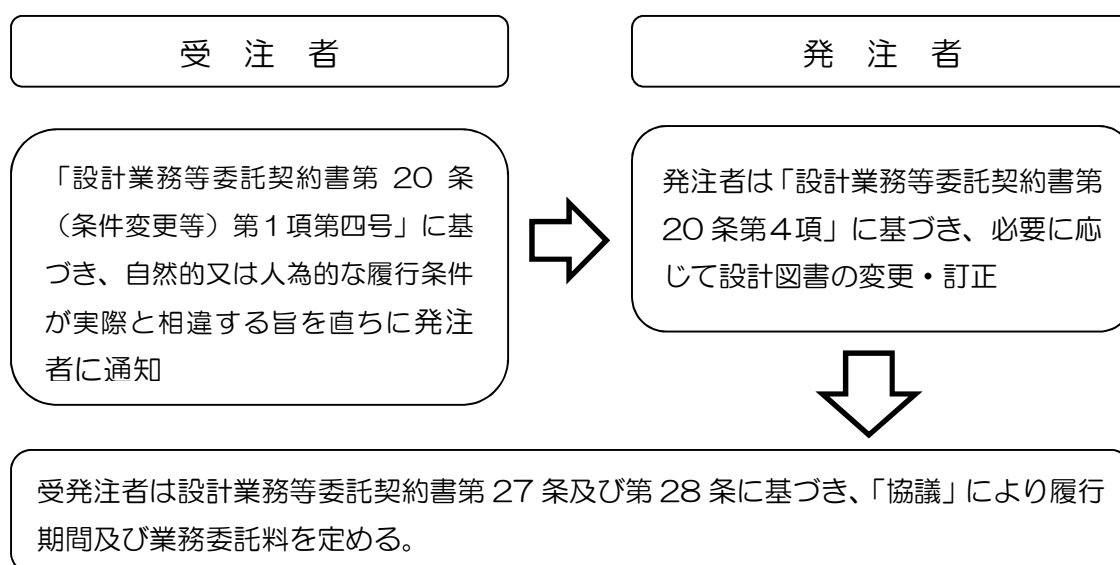


- 例 (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続（設計業務等委託契約書第 20 条第 1 項第四号）

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられます。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更又は訂正を行います。

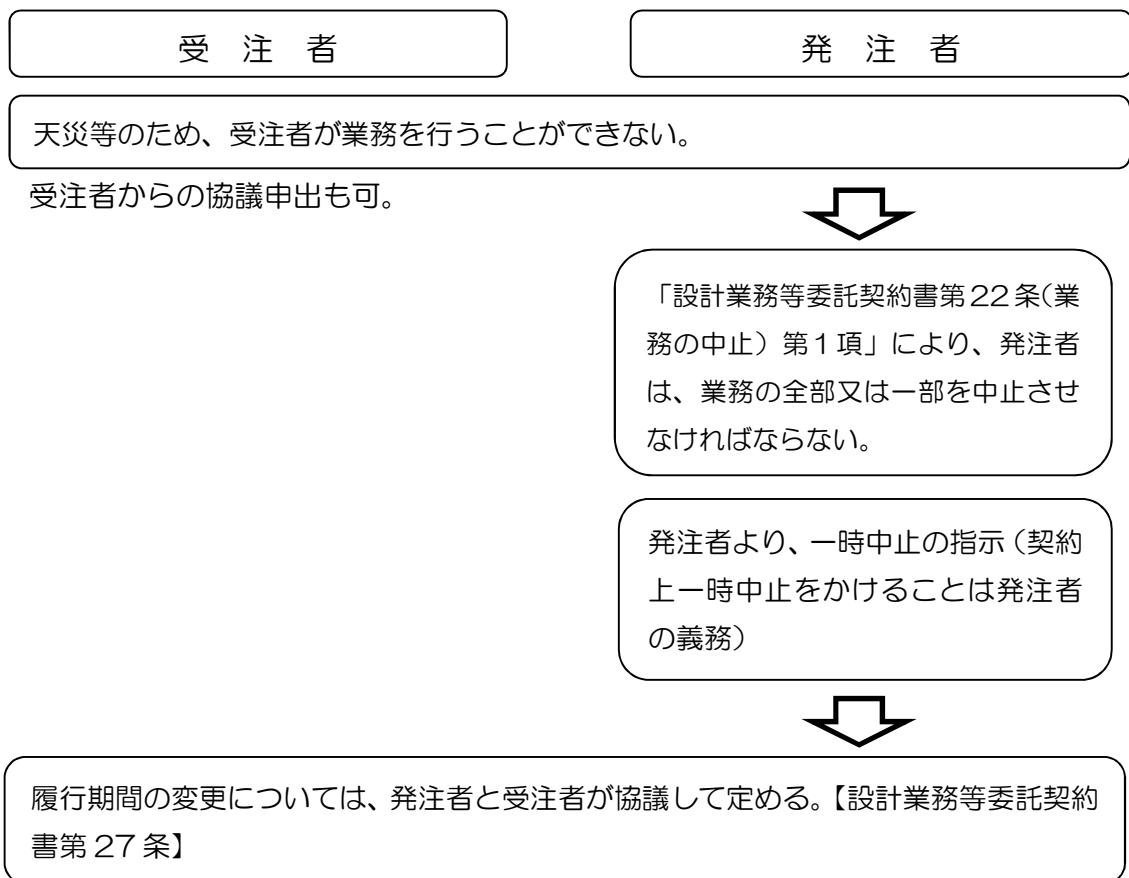


- 例 (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており検討すべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) その他、不可抗力により新たな制約等が発生した場合。

(4) 業務の中止の場合の手続

(設計業務等委託契約書第 22 条、共通仕様書第 1 1 2 4 条)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責めに帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられます(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければなりません。



※必要に応じて変更工程表等を提出

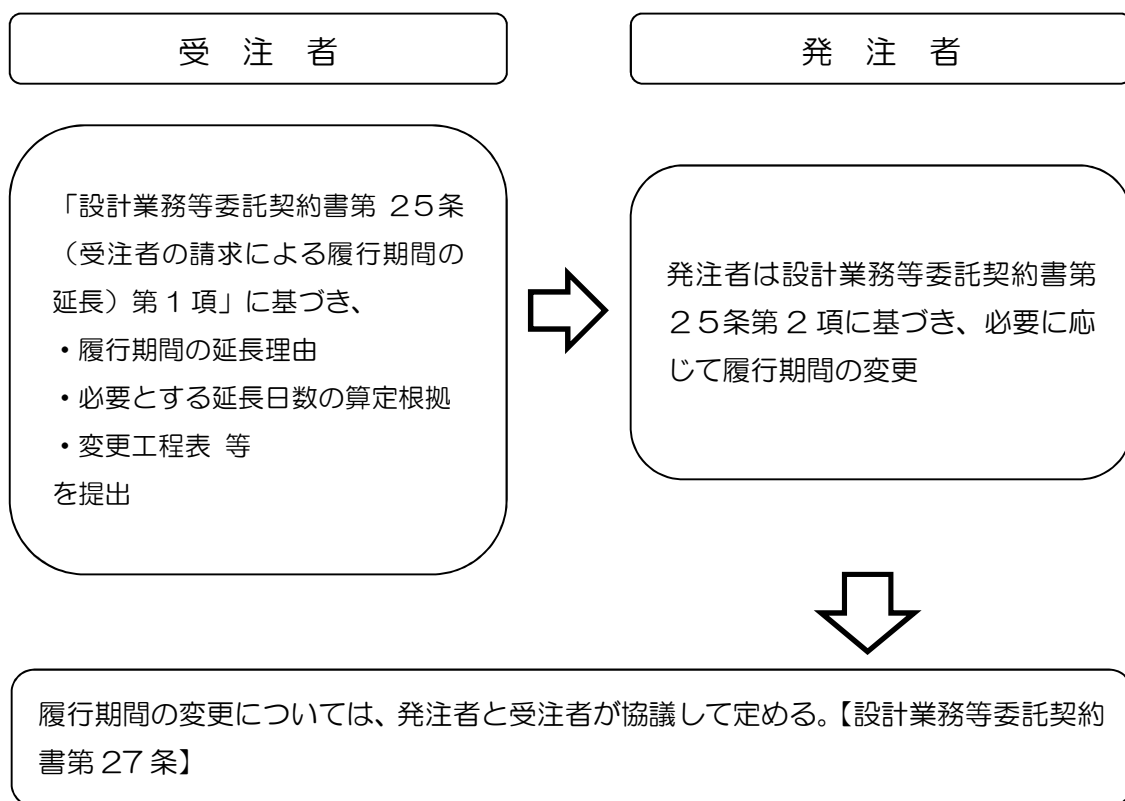
- 例 (1) 発注者側が第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- (3) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が變動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続

(設計業務等委託契約書第25条、共通仕様書第1123条)

受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられます。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行います。



例（1）受注者側が第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

（2）天災等により受注者側の業務の履行に支障が生じた。

なお、正当な理由がなく、履行期間内に業務完了することができない場合は、契約書第53条の規定により、遅延による損害金の算定対象となります。

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

(共通仕様書等第1105条)

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があります。

受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、契約書第2条第1項の指示等は、書面により行い、業務を進めることが重要です。

- 例 (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

(7) 発注者が必要があると認めるとき

(設計業務等委託契約書第21条)

発注者は、第20条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第23条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる場合があります。

- 例 (1) 業務に係る受注者の提案が、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を提案した場合
- (2) 予期できなかった特別な状態が生じた場合

6. 参考資料

(1) 設計業務等委託契約書（抜粋）

（指示等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（条件変更等）

第20条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 函面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第23条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第22条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第23条 受注者は、設計図書等について、技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があ

ると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第24条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第25条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第26条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第27条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日

以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第52条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第45条から第46条の3の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第45条から第46条の3の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相應する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第46条第1項第八号及び第46条の3の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(2) 設計業務等共通仕様書（抜粋）

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第20条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第32条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第20条、第21条及び第23条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものと

する。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第33条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第25条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第26条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 契約書第22条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動そ

の他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（1）第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合

（2）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合

（3）環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

（4）天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合

（5）第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

（6）前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

(3) 事例集

事例1：道路網・路線計画、道路交通調査（数量変更、工期変更）

【業務概要】

道路橋周辺の空間利活用検討1式

景観検討1式

関係機関協議資料作成1式

【工期】

R2.4.14～R3.3.12（変更：R3.3.31）

【変更協議の要点（ポイント）】

令和2年6月24日に開催された第2回検討会の結果を基に、整備形態に関する道路利用者への意向調査実施について、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ一定の票数を確保する必要があったため、現地での体感調査に加えWebアンケート調査を併用する方法を受注者から提案した。

【経緯と変更結果】

Web調査は現地での体感調査と異なり、回答者が現場の状況をイメージしにくいいため、現地状況をイメージできるように現況と対策後のパース図を作成し、回答者の回答精度を確保することとした。

また、体感調査はコロナ禍により人流が大幅に減少している中での意向調査となるため、当初の3日間調査を1週間に延長し、必要なサンプル数を確保することとした。

これらの追加調査により、履行期間を約0.5カ月延長し、調査費の増額変更を行った。

【コメント】

自然災害や疫病等の想定外の事態であり、また調査に緊急を要する必要があったため、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例2：道路交通調査・道路整備効果（数量変更、工期変更）

【業務概要】

交通量常時観測データ集計・解析1式

高規格幹線道路における整備効果把握・分析1式

【工期】

R2.6.12～R3.2.26（変更：R3.3.26）

【変更協議の要点（ポイント）】

令和2年7月豪雨により、九州管内の高速道路や直轄国道などの主要幹線道路及び鉄道が通行止めとなり、道路交通への影響や道路が果たした役割（高速道路や鉄道の代替路としての効果）を分析する必要があると判断したことから、追加検討が必要となった。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請が行われ、幹線道路の交通量のモニタリングを行う必要があると判断したことから、追加検討とそれに伴う履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

令和2年7月豪雨については、トラカンデータやETC2.0データを用いて道路交通への影響を分析・把握するとともに、高速道路や鉄道貨物のリダンダンシーの効果を把握し、災害に強い道路ネットワークの必要性を整理した。

また、トラカンデータを用いてコロナ禍における幹線道路の交通量をモニタリングし、定期的に交通動向を公表した。これらの追加調査により、履行期間を約1ヶ月延長し、調査費の増額変更を行った。

【コメント】

自然災害や疫病等の想定外の事態であり、調査に緊急を要する必要があったため、契約書（条件変更等）第20条第1項第四号に基づき変更できる。

事例3：事故対策業務における渋滞緩和効果の分析（数量変更）

【業務概要】

本業務は、最新の死傷事故データ・ビッグデータ・現地調査資料等を用いて、過年度実施の事故対策箇所の整備効果の検証、事故対策の検討、生活道路における安全対策検討、道路交通環境安全推進連絡会議運営資料作成、及び事故図作成等を行うものである。

【工期】

R2.6.9～R3.3.25

【変更協議の要点（ポイント）】

事故対策として交差点改良を行ったが、対策効果の分析において、交差点付近での急な車線変更回数の減少や急減速発生回数の変化だけでなく、走行速度の向上効果等についても分析が必要となった。走行速度の向上効果等は、渋滞業務では一般的な分析内容であるが、事故業務ではあまり実施しないこともあり、追加検討が必要となった。

【経緯と変更結果】

特記仕様書上では、交差点改良の効果分析方法として、対策前後の交差点付近の交通挙動をビデオカメラで撮影し、交差点付近の急な車線変更の変化や、ETC2.0 データを用いた急減速発生回数の変化を分析することとなっていた。受発注者協議で、交通円滑化効果も表現することが提案され、増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例4：ダム維持管理検討業務（数量変更、工期変更）

【業務概要】

当該ダムで発生する流木等の処理方策について、現行の焼却処分から、地域資源としての有効利用への転換に向けた検討を行い、行動計画を作成した。

【工期】

H31.3.5～R1.6.28（変更：R2.2.7）

【変更協議の要点（ポイント）】

当初設計では、事例収集等の既存資料調査に基づくダムの維持管理計画の立案であった。既存資料調査のみでは、当該ダムの特性に応じた検討ができないことが明らかとなったため、現地調査及び具体的な行動計画の立案を行うこととした。

【経緯と変更結果】

- ・受発注者協議により現地調査の増工、具体的な行動計画の追加検討の必要性を確認
- ・現地調査の増工、具体的な行動検討の追加を行うために、履行期間を約7ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例5：道路詳細設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

道路詳細設計 1 式

軟弱地盤対策工検討設計（盛土部対策工検討、函渠工基礎部対策検討、詳細設計） 1 式

【工期】

R1.6.28～R2.2.28（変更：R2.11.30）

【変更協議の要点（ポイント）】

・道路詳細設計が主の業務であったが、地盤が軟弱地盤であり地盤対策が必要となった。工事発注時期が道路詳細設計完了後に迫っていたが、軟弱地盤対策は盛土構造に応じた基礎対策が必要であるため、本業務で軟弱地盤対策の追加検討を行うこととした。

※道路設計完了後に軟弱地盤対策を発注したのでは工事着手までに間に合わない状況であった。

【経緯と変更結果】

軟弱地盤対策検討設計として、履行期間を 8 ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。

事例6：橋梁詳細設計（設計変更、工期変更）

【業務概要】

橋梁詳細設計＋橋梁予備検討 L=149m

【工期】

R2.7.15～R3.2.26（変更：R3.7.30）

【変更協議の要点（ポイント）】

完成側の設計であることを理由に、予備検討無しの詳細設計（5%増し）で発注していたが、暫定側は日本道路公団による設計であること、設計年次も古いこと等を踏まえて橋梁予備検討が増工となった。

【経緯と変更結果】

- ・土木工事設計要領では50m以上の橋梁は予備設計を行い「橋梁比較設計検討会」に諮ることとされていたため受発注者で協議
- ・本局に確認の結果、検討会に諮ることとなったため、橋梁予備設計の検討が必要となり、増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を5ヶ月延長した。

【コメント】

業務を進めるにあたって、橋梁比較設計検討会に諮ることになり、要望により設計が変更になった場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例 7：橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

詳細設計：鋼 3 径間連続箱桁×1 連 張出式橋脚×2 基
箱式橋台×1 基 橋台基礎（場所打ち杭）

【工期】

R3.4.24～R4.2.28（変更：R4.3.31）

【変更協議の要点（ポイント）】

当初設計は平成 28 年度に実施された橋梁予備設計業務の成果に基づいて発注した橋梁詳細設計業務である。予備設計完了後の平成 29 年 11 月に道路橋示方書が改訂され、その改訂内容により橋長が 31m 長くなった事にあわせて径間数の変更、設計対象となる下部構造の形式および基数の数量変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

・適用道示（平成 24 年→平成 29 道示）の改訂内容とその対応を受注者から発注者へ説明

・発注者が変更理由を確認し、設計内容が以下の通り変更となった。これに伴い、履行期間を 1 ヶ月延長し、増額変更を行った。

鋼 3 径間連続箱桁 → 鋼 4 径間連続箱桁（変更あり）

張出式橋脚 2 基 → 3 基（追加）

橋台基礎 1 基 → 1 基（変更なし）

橋脚基礎 0 基 → 1 基（追加）

【コメント】

設計に適用する基準等の改訂等が発生した場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。所定の手続きを経て最終決定となる。

事例8：橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

- 橋梁詳細設計（PC 単純プレテンホロー桁橋、照査計算含む）、温度応力解析
- CIM モデル作成、施工計画検討（関係機関協議資料作成他）

【工期】

R2.9.9～R3.2.26（変更：R3.6.10）

【変更協議の要点（ポイント）】

橋梁詳細設計に際して土質試験の追加が必要となり、別業務にて対応したが、結果が出るまでの間、一時中止を行った。併せて、河川改修計画（県業務）も並行しており、河川条件や護岸構造、施工計画等について調整を図る必要があったことなどから、工期延長が必要となった。

当初設計には H29 道示改訂に伴う照査計算や CIM モデル作成が含まれていなかったため、増工となった。

【経緯と変更結果】

- 各種工種増に伴い増額変更を行った。
- あわせて履行期間を約 4 ヶ月延長した。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。

事例9：橋梁補修詳細設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

- 橋梁補修設計（現地調査含む）7橋

【工期】

H30.8.8～H31.2.28（変更：H31.3.20）

【変更協議の要点（ポイント）】

損傷原因推定／補修方針検討に必要な現地調査（中性化／塩化物等の各種 Co 試験、塗膜成分試験等）を受注者が追加提案し、発注者が了承。対象橋梁のうち2橋（側道）は上部工架替えによる対応が必要なため、補修設計から架替え設計に変更となった。

【経緯と変更結果】

- 上記変更に伴い増額変更を行った。
- あわせて履行期間を約1ヶ月延長した。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例 10：試掘作業、推進工法設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

- ・ 試掘調査 8 カ所（既存埋設物の確認）
- ・ 推進工法設計 2 箇所（既設横断管の下越し）

【工期】

R2.7.23～R3.2.26（変更：R3.8.31）

【変更協議の要点（ポイント）】

既存管路が多く埋設されている路線であり、工事の際の手戻りを防止するために既存管路の正確な位置を設計段階で把握しておく必要があった。特に特殊部は工事の際に容易に位置を変更出来ないため、既設管路が近接するような箇所は試掘調査を発注者が指示した。

横断水路（BOX カルバート部）は、上越しする土被りが無いため推進工法設計が必要となった。

【経緯と変更結果】

試掘調査及び推進工法設計の作業期間として、履行期間を 6 ヶ月延長した。あわせて増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。

事例 11：電気通信設備設計（数量変更）

【業務概要】

電気通信設備設計（電源設備改修他）

【工期】

H30.8.9～H31.3.27

【変更協議の要点（ポイント）】

当初設計で見込んでいた現地踏査では現状設備の把握が困難だったため、現地調査を追加した。

【経緯と変更結果】

- 電源設備及び電源ケーブルの改修設計の実施にあたり、既設設備図面を基に現地踏査を行ったが、図面と現地状況に相違があり、またケーブルが輻輳しており、現地踏査レベルでは現状設備（配管経路、不要ケーブル）の把握が困難だった。
- 配管経路、不要ケーブルを把握するための現地調査を発注者が指示した。
- 現地調査（配管経路、不要ケーブル）の追加により増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例 12：災害復旧設計（工期変更）

【業務概要】

災害復旧設計一式

【工期】

R2.8.18～R2.12.31（変更：R3.2.28）

【変更協議の要点（ポイント）】

本業務は、令和 2 年 7 月豪雨による斜面崩壊で被災した水道施設の復旧設計を行ったものである。当初工程では、田植えまでに被災施設の復旧工事を完了させるために、測量、地質調査、詳細設計を履行期限の 12 月末までに終わらせる事になっていた。しかし、実質 3 ヶ月で詳細設計までを完了させる事は不可能と発注者が判断し、履行期間の延長が必要となった。

【経緯と変更結果】

受発注者協議で受注者から必要履行期間が提示された上で、概略設計をもって工事発注手続きを行い、工事手続きや準備工と並行して地質調査・設計の修正を実施する事で設計期間を確保し、工事着手時点までに施工内容を確定させる事となった。これに伴い、履行期間を 2 ヶ月延長した。

【コメント】

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書第 25 条（受注者の請求による履行期間の延長）第 1 項に基づき、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。発注者は第 25 条第 2 項に基づき変更できる。

事例 13：災害復旧設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

大型ブロック積詳細設計 n=29 箇所

【工期】

R2.9.15～R3.3.31（変更：R3.7.30）

【変更協議の要点（ポイント）】

当初設計では大型ブロック積詳細設計だけで発注していたが、災害復旧工事に追加対策が必要となり、基礎工や排水処理、空洞化対策の設計が追加変更となった。

【経緯と変更結果】

緊急災害復旧設計として大型ブロック積詳細設計を行っていたため現地条件が不明確な点が多く、工事の床掘によって湧水や空洞がある箇所が判明し、床掘後の平板載荷試験で地盤反力度が不足している箇所が確認された。このため、工事によって判明した現地条件について対策工の設計を行う必要が生じた。当初の設計条件と相違があった箇所の対策工設計として、基礎工設計や湧水対策設計、空洞化対策設計などを追加し、増額変更を行った。

また復旧工事の完了まで追加設計の対応ができるように履行期間を 4 ヶ月延長した。

【コメント】

- ・ 現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。
- ・ 受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第 25 条（受注者の請求による履行期間の延長）第 1 項」に基づき変更できる。

事例 14：排水機場設計（設計変更、工期変更）

【業務概要】

排水機場のポンプ・原動機・除塵設備の増設詳細設計

【工期】

R2.4.23～R3.3.15（変更：R3.6.30）

【変更協議の要点（ポイント）】

ポンプ設備等の最後の増設（これまでに1回増設し、今回2回目）であり、この増設により排水機場が完成となる。そのため、機械・電気設備のみではなく、土木躯体や建築上屋等においても最新基準に準拠する必要性が生じた。

【経緯と変更結果】

最新基準や消防法等の法令の確認及び耐震や耐水化など、近年必要となっている対策に対する調査及び検討内容と手法が受注者から発注者へ提案され、増額及び工期変更を行った。

【コメント】

設計に適用する基準等の改訂等が発生した場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。

事例 15：河道計画の検討（数量変更、工期変更）

【業務概要】

河道計画の検討

【工期】

R2.5.13～R2.11.30（変更：R3.3.26）

【変更協議の要点（ポイント）】

- ・河道掘削前後の影響量を把握するための平面 2 次元モデルによる流況解析を実施した。
- ・解析モデルは 200m ピッチの定期測量横断データを基にしたモデルであったが、検討を進める中でより詳細な地形データにより解析モデルのメッシュ分割を詳細化する必要が生じたことから、新たな測量データを基に解析モデルを再構築した。

【経緯と変更結果】

- ・河道掘削範囲と流況解析モデルのメッシュサイズとの関係及び解析モデルの精度面等から、メッシュサイズの詳細化による解析モデルの再構築及び掘削前後での流況解析の検討についての必要性が確認されたことから、履行期間を約 4 か月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

- ・技術的又は優れた代替方法その他改良事項が受注者から提案され、発注者が必要があると認めるときは、契約書第 23 条（業務に係る受注者の提案）第 1 項により変更できる。

事例16：水理模型実験（数量変更、工期変更）

【業務概要】

- 水理模型実験（分水路分派模型実験、トンネル模型実験）
- 分水路トンネル耐久性検討 他

【工期】

R3.7.28～R4.2.28（変更：R4.7.29）

【変更協議の要点（ポイント）】

トンネルの呑口形状に関する模型実験について、当初計画どおりの3ケースで実験を行った結果、有力案のケースは現地での施工が困難となる可能性があることから、さらなる形状改良による実験が必要となった。

【経緯と変更結果】

模型実験結果を基に現地での施工性に関する受発注者協議を行ったところ、模型実験の追加検討の必要性が確認されたことから、履行期間を約5か月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

現地の履行条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第20条（条件変更等）第1項第四号に基づき変更できる。

事例 17：洪水予測モデル・システム構築（数量変更、工期変更）

【業務概要】

全国統一の洪水予測基幹システム構築基本方針に従い、対象河川の水位予測プログラム作成・インストール・動作確認を行い、表示システム登録のための各種データ作成を行った。

【工期】

H30.5.18～H31.3.15（変更：H1.6.28）

【変更協議の要点（ポイント）】

契約当初に提供された「水害リスクライン水系インポートファイル仕様書」に従い、水位予測プログラム及び関連データ作成を行っていたが、平成 30 年 12 月に仕様書の一部変更があり、予測雨量出力時間の延長、データ作成仕様の変更及び追加に対応することとなった。

【経緯と変更結果】

仕様変更に伴う追加作業の内容及び数量に関する協議を行い、履行期間を約 3 か月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

・発注者は必要があると認めるときは、契約書第 21 条（設計図書等の変更）に基づき設計図書又は業務に関する指示（以下、「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。

事例 18：河道計画検討及び築堤岸詳細設計（数量変更、工期変更）

【業務概要】

河道計画検討（直轄管理河川・第 1 次支川）
築堤岸詳細設計（対象支川のうち L=400m）

【工期】

H30.2.14～H30.7.20（変更：H31.3.15）

【変更協議の要点（ポイント）】

業務内容は過年度の被災を踏まえた水理解析による河道計画検討ならびに築堤護岸の詳細設計であり、堤防高不足を解消する完成形での整備を対象とするものであった。

ところが、設計区間に災害復旧未施工箇所が含まれていたため、堤防法線の見直しが必要となった。

【経緯と変更結果】

- ・災害箇所の原型復旧後を想定したうえで、災害復旧未施工箇所を含めた完成形での堤防整備について河道計画検討及び築堤詳細設計を行う予定であったが、用地交渉を含む地元協議等により堤防法線を見直すこととなり、主に低水部の災害復旧箇所について、護岸築造位置を変更する必要性が生じた。
- ・設計変更に際しては現地状況等の変化も踏まえ、段階施工を前提として仮締切を含む災害復旧箇所に関する護岸設計の見直しを行った。
- ・これらの追加検討に伴い、履行期間の約 8 か月間延長及び増額変更を行った。

【コメント】

現地の履行条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第 20 条（条件変更等）第 1 項第四号に基づき変更できる。

・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第 25 条（受注者の請求による履行期間の延長）第 1 項」に基づき変更できる。

事例19：生物調査（数量変更、工期変更）

【業務概要】

現在事業実施中の河口部地区水辺整備に関し、環境配慮のための生物調査として、現地移植計画作成、ハクセンシオマネキ移植試験、調査結果とりまとめ、ハクセンシオマネキ本試験及びモニタリングを行った。

【工期】

H28.9.8 ～ H29.3.15（変更：H29.10.31）

【変更協議の要点（ポイント）】

ハクセンシオマネキ移植試験に際し、当初、夏～秋（11月）に実施する計画としていたが、事前に学識者ヒアリングを行ったところ活動期になる春（3月中旬～4月中旬）の間に移植及び移植後の調査を実施することが望ましいとの意見が得られた。

また、試験移植後の調査結果（移植成功）を踏まえ、本移植を実施することとした。

【経緯と変更結果】

学識者意見を踏まえ、移植試験の時期を4月とすることについて協議し、生物調査を3月中旬まで一時中止とした。併せて、試験移植後の調査結果（移植成功）を踏まえた本移植を実施したことから、履行期間を7か月半延長し、増額変更を行った。

【コメント】

・発注者は必要があると認めるときは、契約書第21条（設計図書等の変更）に基づき設計図書又は業務に関する指示（以下、「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。

・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第25条（受注者の請求による履行期間の延長）第1項に基づき変更できる。